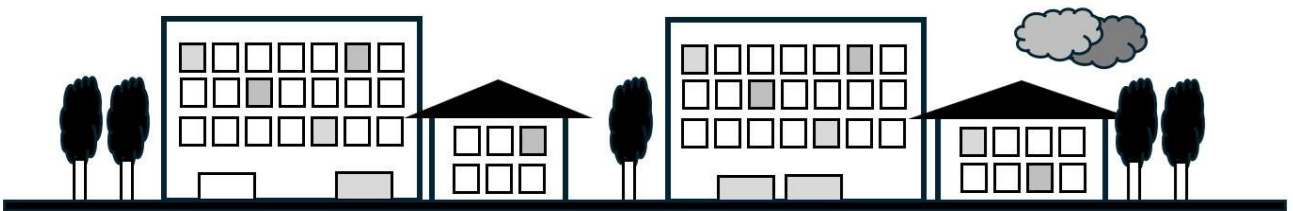


保存版

ゆりの木通り南 くらしガイド



光が丘パークタウンゆりの木通り南住宅管理組合

《随時更新版》

誤字・誤情報の指摘や情報テーマの追加依頼などは、
管理事務所まで、訪問/電話/メールでご連絡をお願いします。

ゆりの木通り南～くらしガイド

ゆりの木通り南団地では、分譲住宅の建物資産の保全や居住者全てが気持ちよく生活していけるために、様々なルールや手続きが定められています。
 このような日常的な情報を整理・体系化して「**くらしガイド**」としてまとめました。

～ 目 次 ～

概要	A. 団地の概要	3
環境	B. ごみ処理	4
	C. 生活環境の維持	5
施設	D. 清掃・植栽	5
	E. 集会室の利用	5
	F. 自転車・バイクの駐輪	6
生活	G. 駐車場	6
	H. 近隣への気配り・住居の用途	7
	I. 居住者むけの個人賠償責任保険	7
	J. 放送受信	7
	K. インターネット接続	7
運営	L. 保守点検	8
	M. 管理組合理事会	8
	N. 管理組合業務の外部委託	8
営繕	O. 住居専有部のリフォーム	9
	P. 建物境界部の改修	9
	Q. 大規模修繕・長期修繕計画	10
防災	R. 団地周辺の関連組織	10
	S. 防災対策備品	11
	T. 避難拠点	11
	U. 災害時の帰宅困難対策	11
情報	V. 防災訓練	11
	W. ゆりの木南新聞	12
	X. 管理組合業務のデジタル化	12
申請	Y. 「規程集」と「くらしガイド」の更新提供の方針	12
資料	AA. 申請書類一覧	13
近隣	BB. 公開資料一覧	14
	CC. 光が丘パークタウンの誕生	15
連絡先	DD. 練馬区の誕生	15
	ZZ. 連絡先一覧	16

概要

A. 団地の概要

(2025年1月現在)

団地管理組合名称	光が丘パークタウンゆりの木通り南住宅管理組合 (略称：ゆりの木通り南、ゆりの木南、ゆり南)	
所在地	東京都練馬区光が丘1丁目6番	
住宅戸数	1号棟・・・108戸 2号棟・・・30戸 3号棟・・・72戸 4号棟・・・55戸	住宅のほかに、3号棟には練馬区立保育園がある。
管理組合費(月額)	1号棟・・・11,340円 2号棟・・・9,525円 3号棟・・・13,140円 4号棟・・・9,525円	1号棟・3号棟は、エレベータ保守費を含む。
修繕積立金(月額)	1号棟・・・10,000円 2号棟・・・10,000円 3号棟・・・13,000円 4号棟・・・10,000円	
駐車場料金 定期契約(月額)	一般枠・・・18,000円 幅広枠・・・24,000円 時間帯限定枠 ・・・12,000円	奇数年度4月に一斉改選 2年ごとに位置決め・更新 敷金・・・月額料金3か月分 優先選択権・・・ 月額3,000円x24か月
自転車シール(2年)	1,000円	奇数年度4月に 2年有効の新シールに更新
バイクシール(2年)	150cc未満・・・2,000円 150cc以上・・・4,000円	
集会室	1時間あたり 400円	
管理組合事務所	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 土日祝は閉所(総会等の休日稼働の代休あり)	

B. ごみ処理

1. ごみの分別廃棄

可燃ごみ	火曜・金曜	緑色コンテナ(可燃ゴミ)
容器包装プラスチック	木曜	黄色コンテナ(プラスチック)
不燃ごみ	2・4土曜	黄色コンテナ(不燃ゴミ)
ボンベ/スプレー/ライター		黄色コンテナ脇青色ネット
資源ごみ(カン類)	月曜	青色ケース
資源ごみ(ビン類)	月曜	黄色ケース
資源ごみ(キャップ)	月曜	青色バケツ
古紙(段ボール)	月曜	畳んで金属柵に置く
古紙(新聞雑誌)	月曜	紐で束ねてゴミ置き場に
古着	月曜	濡れないようビニール袋に入れて

2. 粗大ごみ

粗大ごみは

1. 「練馬区粗大ごみ受付センター」に申込む。
2. 手数料金額に応じた「粗大ごみ処理券」に申込み番号を記入する。
3. 処理券を粗大ごみに貼付する。
4. 粗大ごみ置き場に置く。

粗大ごみ置き場の鍵は管理事務所にあります。

「練馬区のごみ処理券」と指定してコンビニなどで購入してください。

- ※ 1 : 粗大ごみの申込み : 03-5703-5399(月～土、8:00～19:00)
- ※ 2 : 洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機は小売店へ
- ※ 3 : 家庭用パソコンはメーカー引き取り
- ※ 4 : 消火器・タイヤ・バッテリーは練馬区清掃事務所問合せ03-3992-7141
- ※ 5 : 事業者ごみ(リフォーム廃材など)は粗大ごみでは回収されない
- ※ 6 : 粗大ごみ持込みは、練馬区資源循環センター(谷原1-2-20)

C. 生活環境の維持

1. 蛍光灯の取り換え
蛍光灯の故障や蛍光灯管の交換は、管理事務所に連絡してください。
2. 共同水道の使用
洗車などは使用しないでください。
団地外部の人の無断使用を見かけたら、管理事務所に連絡してください。
3. 住戸のベランダ
ベランダは緊急時の共用避難通路です。避難の妨げになる物は置かないでください。
4. 集合郵便ボックス
郵便ボックスの名札は、管理事務所から発注できます。名札の作成費は個人負担です。郵便ボックスのフタの不具合は、管理事務所に連絡してください。
5. 監視カメラ
1号棟・3号棟の1階エントランスおよびエレベータ籠内には、監視カメラが設置されています。録画された映像の取り扱いは「防犯カメラシステム運用細則」に従います。非常時にエレベータ籠内の黄色の「呼ボタン」を押すと監視センターは映像を見ながらインターホンに応答します。

D. 清掃・植栽

1. 委託清掃業務
2名の清掃員が、月曜～土曜に団地内を清掃します。
2. 委託植栽業務
年4回、団地内の植栽の除草・剪定・害虫駆除などをします。

E. 集会室の利用

1号棟1階南部分にある集会室は、下記の条件で住人が利用できます。
なお、管理組合業務や組合員の葬儀などの利用は無料です。
利用には、管理事務所で申込み予約が必要です。

- 使用時間帯 9:00～22:00
- 利用料 400円/1時間
- 暖房代 +100円/1時間
- 冷房代 +150円/1時間

F. 自転車・バイクの駐輪

1. 自転車・バイクのシール更新

2年に一度、奇数年度の4月に、自転車・バイクのシールを更新します。
 ※子ども用で自転車シールを貼らない場合は、自宅に片付けてください。

- 自転車(2年間) …………… 1,000円
- バイク 150cc未満(2年間) …………… 2,000円
- バイク 150cc以上(2年間) …………… 4,000円

管理事務所で「口座引落としまたは現金」の支払い確定後に渡します。

2. 未登録自転車バイクの撤去

自転車バイクのシール貼付のない駐輪は、定期的に点検して警告ステッカーを着けて、それでも放置されている場合は、団地内の臨時保管場所へ移動して最終的には撤去します。

G. 駐車場

1. 定期駐車場の契約更新

団地内には最大77台分の駐車スペースがあり、西暦奇数年の2～4月に全台数一斉に駐車場位置の改選と契約更新があります。契約期間は2年間で、月額使用料は一般枠18,000円、幅広枠24,000円、時間帯限定枠12,000円です。住戸単位で住戸所有者または居住者が契約できます。

一斉改選時には、優先選択権(3,000円×24か月)、一般選択権(無料)、障害者選択権(無料)、があります。

契約時に敷金として駐車枠月額料金3か月分が必要です。契約継続の場合は以前の敷金返金と新規の敷金で精算します。

自己所有車の他に会社所有車・リース車なども契約が可能です。空き駐車位置がある場合は、同一住戸居住者の複数台契約が可能です。

契約期間内での駐車場位置や車両番号の変更は変更手続きが必要です。

一斉改選以外のタイミングで空き駐車位置がある場合には、途中からの新規契約が可能です。契約期間は次の一斉改選時までになります。

2. 臨時駐車

工事・訪問サービス・来客などのために団地内で一時的に駐車する場合は必ず管理事務所に届けて「臨時駐車証」の発行手続きをしてください。

臨時駐車料金の料金/駐車位置などは手続き時に確定します。

H. 近隣への気配り・住居の用途

1. **騒音**：ピアノ・テレビ・ステレオ・台所のハンマー音などの騒音には、配慮しましょう。春夏秋は昼も夜も窓を開け放つと騒音漏れが拡散します。
2. **水漏れ**：トイレ・台所・玄関・居間などは、床防水されていません。水を大量にこぼした時は、直ぐに処置するとともに、階下に連絡して被害を最小限に留めましょう。
3. **ペット**：小鳥と魚類以外の動物の飼育は禁止されています。敷地内での野良猫やハトに餌をやらないでください。
4. **共用空間での喫煙**：団地は私有地ですが共同住宅なので、自宅以外の共用空間での喫煙はご遠慮ください。
5. **住居の用途**：住居を、民泊等の宿泊料を受けて人を宿泊させる事業の用途に使用することは禁止されています。

I. 居住者むけの個人賠償責任保険

居住者が「水漏れで階下に損害を与えた」、「買い物の際に店の陳列物を壊した」、「子どもが自転車で他人を怪我させた」などの賠償の際に利用できる個人賠償責任保険に管理組合で加入しています。最大1,000万円までカバーされます。ただし5万円の免責があります。

保険は所有者か賃貸人かを問わず、居住者が対象です。なお東京都の自転車保険への加入義務はこれで満たされるので、個人で加入する必要はありません。

J. 放送受信

地デジ・BS・CSのテレビ放送は、管理組合がJCOMとの契約しているので、アンテナケーブルから分配器を通してそれぞれのTVアンテナ端子に接続すれば視聴できます。NHKは別途契約が必要です。JCOMと契約すれば、有料のチャンネルが視聴できます。

TVアンテナ端子にはFM放送も送られてきていますので、TVアンテナ端子とFM受信機を接続すれば、受信が可能です。ただし、FM局の周波数はJCOMで変換しているため、放送の周波数の値とは異なります。

K. インターネット接続

団地内のインターネットは、有線の光・ケーブル、無線、スマホなどのテザリング、が利用可能です。光はNTTとKDDIとSoftbankが、ケーブルはJCOMが、利用できます。詳細は、それぞれの会社に問い合わせてください。

L. 保守点検

給水設備保守点検	週1回	
消防設備保守点検	年2回	住居内にも立入ります
雑排水管清掃	年1回	住居内にも立入ります
電気設備保守点検	月1回	
給湯設備保守点検	年1回	
エレベータ保守点検	月1回	1号棟・3号棟のみ
遠隔監視	常時	
ガス点検	3年に1回	

M. 管理組合理事会

当団地の管理組合では、年に一度の通常総会で管理組合の年度事業計画・予算などの審議に加えて、理事会の役員10名を改選しています。理事会役員は、下記の人員構成および役割分担で、毎月定例理事会を開催し管理組合業務を運営しています。

●役員役割分担

理事長	1名	副理事長	2名
理事	5名	監事	2名

N. 管理組合業務の外部委託

管理組合では、管理組合業務の会計事務業務と管理事務所業務などを「日本ハウズイング」に委託しています。管理人は管理事務所の組合業務連絡・会計業務補佐・窓口業務などを担当しています。意思決定事項は管理人から理事会役員に報告されて処置されます。管理組合業務の清掃・植栽・保守点検・設計コンサルなどは、それぞれ専門性のある企業に外部委託しています。定常性のある委託業務は、毎年通常総会の「組合業務の一部委託」で委託先企業の承認をうけて、実施しています。

O. 住居専有部のリフォーム

住居をリフォームをする場合は、共同住宅の特性上、理事会の承認が必要です。管理事務所から「住居内リフォーム申請書」を取り寄せて工事の内容などを記入します。工事内容が理事会で定めた技術基準に適合しているかを確認して、不適合な材料や工法では承認されません。さらに工事中の周辺への工事騒音や部材の搬入搬出の迷惑を配慮して周辺住人の承諾を得る仕組みになっています。また工事期間中の「工事車両」の団地内臨時駐車に関しても指示があります。

P. 建物専有的共用部の改修

住居内は「**建物専有部**」に、号棟の建物エントランス・階段・屋上・屋根・外壁は一般的な「**建物共用部**」に相当します。しかし玄関ドア・窓・ベランダなどは一軒の住人が専有的に使用していても「建物共用部」として位置付けられています。一般的な共用部である屋上・エントランス・外壁などを修理する費用は管理組合が負担しますが、窓ガラスが破れた場合は共用部であるにもかかわらず、居住者の個人負担になります。

このような特別な扱いをする建物部分を「**建物専有的共用部**」と呼ぶことにします。代表的な「**建物専有的共用部**」は以下の通り。

■ 玄関ドア ■ 窓 ■ ベランダ ■ 1階郵便ボックス など

建物専有的共用部の改修は、①窓ガラス破損のように緊急性のある修復、と②リフォームに伴う計画的な改修または境界部単独の改修、とに大別されます。

専有的共用部の改修の場合

玄関の追加鍵・インタホン交換・窓ガラス修理などは「専有的共用部リフォーム申請書」を管理事務所に提出して管理組合の適合判断を受けてから実施してください。

郵便ボックスの鍵の故障などは、管理事務所に届けると修理を手配して組合費で改修されます。個人で勝手に修理するのはやめましょう。

個人負担か・組合負担かなど不明な場合は、管理事務所に相談してください。

Q. 大規模修繕・長期修繕計画

1. 建物の修繕には、①建物全体を対象にした十数年に一度の「**大規模修繕**」と、②建物の一部の不具合を応急的に修理する「**通常修繕**」とがあります。
 現在ゆりの木通り南住宅の建物は築40年以上が経過していて、応急的な修繕と長期的な大規模修繕とを組み合わせています。
 とくに大きな金額の大規模修繕を可能にしているのは、通常の「**組合費**」とは別に積立している「**修繕積立金**」があるためです。
 各戸からの修繕積立金のほかに、駐車場収入は駐車場維持に使った残りは「**修繕積立金**」に組み入れられています。
2. 築40年を過ぎた共同住宅ですが、これからの10年・20年を見据えた「建物維持」のための大規模および中規模の工事計画と、そのための修繕積立金など資金計画が含まれたものが「**長期修繕計画**」です。
 修繕課題はたくさんあって、建設資材の高騰や工事要員の人手不足が慢性化していて、同じ工事内容を今やるのと5年後・10年後にやるのでは、金額が大きく異なる可能性が高いです。
 「**不要不急な支出**」は先送りにすることで節約になる、と信じてきましたが、どうやらこの先の建築修繕に関しては「どうせいつかはやる事なら、**思い立ったが吉日**」がむしろ正しいようです。
3. 管理組合の運営は理事会と外部委託とで実施されていますが、理事会の諮問機関として「**営繕委員会**」があります。工事が複雑かつ大規模になるほど、毎年改選される継続性が低い理事会メンバーだけでは不可能です。
 そこで理事会に企画を提案する立場の専門組織として、特に大規模修繕計画に特化した活動をしているのが営繕委員会です。理事会メンバー(単年度任期)と営繕委員会独自メンバー(複数年任期)とで構成されます。

R. 団地周辺の関連機関

光が丘地区には、分譲マンション団地と賃貸マンション団地がそれぞれ十数団地ずつあって、築年数も全てが数年の幅に入る兄弟団地たちが多くあります。これらを横断的に組織するのが光が丘地区住民組織連絡協議会、通称「**光連協**」です。光連協は、加入団体全体の月次会合のほかに、分譲マンションだけの管理組合の分科会、分譲も賃貸も混在の自治会の分科会、などがあります。
 特に「管理組合の分科会」ではそれぞれの団地の大規模修繕内容・修繕積立金の状況、理事会内部業務と外部委託業務の分け方など、お互いが参考にしたい情報を交換する場になっています。

S. 防災対策備品

1. AED(自動体外式除細動器)

1号棟のピロティには、管理組合の費用でAEDが設置されています。管理組合では、防災訓練でAEDの使用方法を体験訓練しています。

2. 防災倉庫

3号棟保育園前にある練馬区の防災資器材格納庫には、災害時に有効な様々な防災用具が保管されています。防災倉庫の鍵は、管理事務所にあり、理事会の理事長、防災担当副理事長、防災担当理事も鍵を持っています。

3. 管理事務所と集会室の防災備品

管理事務所壁棚および集会室入口内ロッカーにも、防災備品があります。集会室内倉庫には、シャベルなどの雪害用具があります。

T. 避難拠点

練馬区では大規模災害が発生した時に備えて、区立小中学校を「**避難拠点**」に指定し、区民が身近な場所で避難できるようにしています。

「避難拠点」では食料や発電機等の資材を備えるなど、避難所生活もできるようになっています。避難拠点の運営は拠点に指定された学校地域の町会、自治会、管理組合、PTAが区や学校と協力して行うこととされ、そのため、それぞれの「避難拠点」ごとに避難拠点運営連絡会を結成しています。

ゆりの木南団地の避難拠点は光が丘第八小学校ですが、災害時には、当団地居住者の避難生活の拠点にするだけでなく、他の地域から避難してきた被災者を支援する場所ともなります。

U. 災害時の帰宅困難対策

ダイヤル171 携帯番号用災害伝言板

災害時には通話の障害や停電による電話の不通が想定されます。安否確認手段として「災害用伝言ダイヤル(171)」、「携帯電話用災害伝言板」があります。

災害用伝言ダイヤルは練馬区の「防災の手引き」等で使い方が紹介されています。携帯電話用伝言板は、使用している携帯電話会社のホームページで設定方法が確認できます。

V. 防災訓練

年に2回、防災訓練を実施しています。

W. ゆりの木南新聞

管理組合の機関紙である「ゆりの木南新聞」は、通常1年間に数回発行されていて、総会の案内と報告、防災訓練などの行事の案内、管理組合や理事会の活動報告、などが掲載されています。

42期からはデジタル化が推進されて、ゆりの木南新聞の紙版に加えて希望者にはPDF版もメール配信されるようになりました。

X. 管理組合業務のデジタル化

管理組合業務のIT化や、住人コミュニケーションのデジタル化は、以前から要望もあり、理事会でも検討されてきましたが、役員同士のメール利用や組合資料PDF化などの初歩的なレベルに留まっていました。42期になってからはデジタル化が進み、管理組合の掲示物やゆりの木南新聞などの「公開資料」のメール配信や、総会や説明会などの「**集会のオンライン中継**」を開始しました。

さらに「**外部向けホームページ**」や「**内部むけアンケート/配信データダウンロード**」などのサービスを追加しています。

Y. 「暮らしガイド」と「規約細則類」の更新・提供の方針

この「暮らしガイド」は、2018年に管理組合が発行して全戸に配布された「生活の手引き」の更新版です。それから6年が過ぎて、様々な内容が変化したのに更新に多くの工数が取られる、全戸に配布するのはコストがかかる、などが障害になって今に至りました。今回は内容を大幅に更新しましたので、全戸配布します。今後も何年かに一度は最新版を全戸配布します。

これからは情報の追加・更新はその都度「元原稿データ」には反映させていきます。そして265戸の住人の中で、新たに引っ越してきて「ゆり南の事情」を知らない人、以前の冊子を紛失した人、何年も更新されないで最新版をほしい人、など必要な人が必要な時に欲しい形式(印刷/PDF)で、管理事務所に依頼すればいつでも最新版が手に入る仕組みに変革します。事務所への依頼は、訪問でも電話でもメールでも構いません。印刷版は1階郵便ボックスに届けます。

同様に「管理組合規約および細則類」、「管理組合業務マニュアル」も、管理事務所に依頼すれば、いつでも欲しい形式(印刷/PDF)で提供されます。

内部向け配信データ一覧からダウンロードすれば、いつでも最新の公開データを入手できます。

AA. 管理組合申請書類一覧

申請目的	書類名
自転車の駐輪 バイクの駐輪 ※支払いは口座引落とし/口座振込み	自転車シール バイクシール ※支払い確定後にシール引渡し。
住居専有部リフォーム	住居内リフォーム申請書
専有的共用部リフォーム	専有的共用部リフォーム申請書
駐車場契約	有料駐車場利用契約書
エアコン保証・修理費補填	エアコン保証・修理費補填申請

- 上記の申請書類は、「申請目的または書類名」を指定して管理事務所に依頼すれば入手できます。
- 管理事務所への依頼は、訪問でも電話でもメールでも受け付けます。
- 書類は管理事務所手渡し、または1階郵便ボックスに届けます。
- 自転車シール・バイクシールは、支払い確認後にシールを渡します。
- 管理事務所の電話番号は、03-3977-2994
- 管理事務所のメールアドレスは、yurinankanri@gmail.com

BB. 管理組合公開資料一覧

公開資料名	公開資料番号
【管理組合同規約】最新版	YM02
【くらしガイド】最新版	YM03
【申請】住戸内リフォーム申請	YM04
【申請】専有的共用部リフォーム申請	YM05
【申請】エアコン保証・修理費補填申請	YM06
【ゆりの木南新聞】第42期全号(2024/9-24/6)	YM4211-421C
【ゆりの木南新聞】第43期(2025/7-)	YM4311-
【説明会資料】大規模修繕工事(2025/4)	YM4223
2025駐車場料金 & 改選方法(2025/1)	YM4222

- 上記の公開資料は、「資料名または資料番号」、「形式(印刷/PDF)」を指定して管理事務所に依頼すれば入手できます。(PDFはデジタル化事務局でも入手可)
- 管理事務所への依頼は、訪問でも電話でもメールでも受け付けます。
- 印刷版は管理事務所手渡し、または1階郵便ボックスに届けます。
- PDFはメールに返信添付します。
- 管理事務所の電話番号は、03-3977-2994
- 管理事務所のメールアドレスは、yurinankanri@gmail.com
- デジタル化事務局のメールアドレスは、yurinoki.minami.dx@gmail.com
- ゆりの木南内部むけホームページの「**配信データ一覧**」からもダウンロードできます。
配信データ一覧は組合掲示板から辿る
www2.choukai.com/yurinoki_minami/ * 組合掲示板/

CC. 光が丘パークタウンの誕生（引用：Google AI検索結果 要約）

- 太平洋戦争中に陸軍の「**成増飛行場**」が建設され、首都防衛の拠点となる。
- 戦後は米軍の家族住宅「**グラントハイツ**」として利用された。
- 1972年ごろに団地計画が策定され、1983年に第1期入居が始まった。
※当「ゆりの木通り南団地」も第1期入居に含まれる。
- 2004年にゆりの木通り33番街(ゆり北東隣)が建設され、全ての事業が完了。
- 光が丘パークタウンは、東京都区部最大の巨大団地群で、総戸数は約1万2千戸。日本で初めての大規模・高層高密度団地として計画され、道路・公園・鉄道などの基盤施設と建物が一体的に計画されている。
- **東京都立光が丘公園**は、約60万平方メートルで23区内で4番目の広さ。

DD. 練馬区の誕生・・・練馬区は23番目の区（引用：練馬区HP 要約）

- 練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代から。
区内のあちこちからは、そのことを物語る遺跡がいくつも発見されている。
- 14世紀半ばごろ、荒川河口に勢力をもった豊島氏が石神井川に沿って領地を広げ、やがて練馬城や石神井城を築く。
- 1477年に太田道灌が制圧、さらには北条氏の勢力下に置かれ、徳川氏の時代へと移り変わる。
- 江戸時代の練馬は、ダイコン、ゴボウ、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村として発展。今では暗きよになっている千川上水は、徳川幕府によって開発され、練馬の農業にとって貴重な水資源となる。
- 明治11年の「郡区町村編成法」で練馬の大部分は北豊島郡に編入。
- 関東大震災後、都心部から練馬への人口流入が始まる。
- 昭和7年に東京市は35区制となり、練馬は板橋区に編入される。
- 第二次大戦後の昭和21年(1946)、練馬地域の町会長、区会議員、各種団体長が協議会を開催し、練馬区設置を決議。
- 昭和21年 8月 板橋区会で練馬区設置に関する意見書可決。
- 昭和22年 3月 東京都が「22区案」を告示、東京都長から板橋区長に「練馬区独立」の審議要請。
- 昭和22年 7月 板橋区議会「練馬区新設」を満場一致可決。
- 昭和22年 8月 練馬区独立。

連絡先

ZZ. 連絡先一覧

【組合業務全般】 管理組合事務所（管理人 篠崎） 月～金 9:00-12:00, 13:00-17:00	03-3977-2994 yurinankanri@gmail.com
【配信登録/オンライン中継】 ゆりの木南デジタル化事務局(DX)	yurinoki.minami.dx@gmail.com
【外部向けホームページ】 ※内部向けはDXに申請	www2.choukai.com/yurinoki_minami/
【くらしガイド更新版要求】 管理事務所に訪問または電話/メールで連絡	03-3977-2994 yurinankanri@gmail.com
【住居/共有部での漏水、給水排水トラブル】 （管理事務所に連絡） または JS東京北支社 夜間緊急センター	0570-002-004 048-839-0901
【給湯関係のトラブル】 （管理事務所に連絡） または 東京熱供給（夜間も可）	03-3977-3951
【エレベータのトラブル】 （管理事務所に連絡） または 日立ビルシステム	03-5997-0890
【火災報知器の発報】 ・セコムにも自動通報 火災は消防119 火災報知器交換は セコム成増支店 （ゆり南登録番号 782652）	0120-10-0024
【鍵の開錠】 鍵の救急車 （管理事務所に住居の合鍵はありません）	0120-698-999 03-3374-3999
【鍵の交換】 利研	03-3934-6600
【ハト害対策】 龍永産業 仲野	03-3303-7607 090-1504-8815
【JCOM】 JCOM コールセンター	0120-999-000

ユリノキ

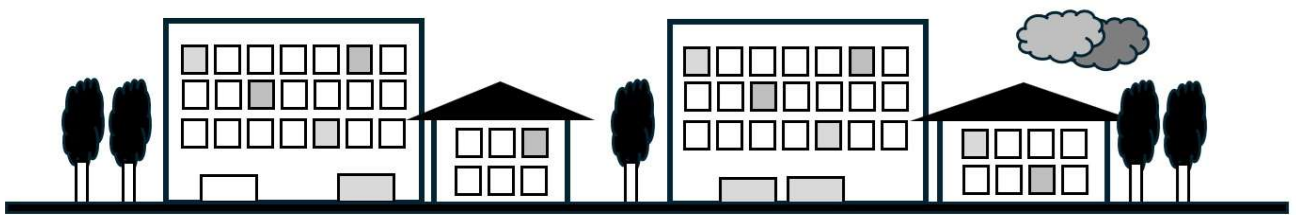
(百合の木/百合の樹、学名: *Liriodendron tulipifera*)

モクレン科ユリノキ属に属する落葉高木の1種。
高さ45メートルに達することもある大きな木であり、
特徴的な形の葉をもつ。花期は晩春から初夏、
オレンジ色の斑紋をもつ黄緑色の花が上向きに咲く。
北米東部原産であるが、日本を含む世界各地で植栽されている。
植物の学名の出発点であるリンネの『植物の種』(1753年)で
記載された植物種の1つである。

学名の種小名 *tulipifera* は「チューリップ(のような花)をつける」の意味である。
本種が日本に渡来した明治時代にはチューリップが
まだポピュラーではなかったため、
ギリシア語由来の属名である *Liriodendron*(*lirion* ユリ + *dendron* 木)を
「ユリノキ」と訳し、これが標準和名となった。
英名では **tulip tree** とよばれ、
これに由来するチューリップツリーやチューリップノキ、
ウツコンコウジュ(鬱金香樹：鬱金香はチューリップの漢字名)との別名もある。
また花が蓮の花を思わせることから、レンゲボク(蓮華木)ともよばれる。
ユリノキは葉の形が特異であり、
これに由来するハンテンボク(半纏木)、グンバイボク(軍配木)、
ヤッコダコノキ(奴凧の木)、クラガタノキ(鞍形の木)、サドルツリーとの別名もある。

落葉広葉樹の高木であり、生長が早く、高さ20-30メートル、
胸高直径50-100センチメートルになり、
原産地では高さ45~60メートルに達するとの報告もある。
分枝が多く、自然に整った樹形になる。
樹皮は灰褐色から灰黒色で、細かく縦に深く裂ける。
枝の髄には隔膜がある。

(引用：ウィキペディア)



～ ゆりの木通り南 暮らしガイド ～

ゆりの木通り南～暮らしガイド